

第 7 章 簡易マーケティング

7-2 広告、院内掲示

Q 7-2

広告の基本的な考え方、院内掲示について教えてください。

A 7-2

(1) 基本的な考え方

開院の前に開院を通知（公知）する案内（挨拶）状を出すことは当然の行為ですが、その通知する相手先によって次の 2 通りに分けられ、それぞれ規制などが異なってきます。

いずれも「5W1H」の原則によって文章が作成されるべきです。

(対象)	(形式)	(規制)
a 特定の知人などに対するもの	・手紙などの書面	・原則として医療法上の規制はない
b 一般（不特定多数）に対するもの	・折り込み広告・チラシ（パンフレット）	・医療法の広告規制の対象となる

① a の網羅すべき事項

- ・開院の通知……………診療所所在（TEL・FAX）、診療所名、標榜科目
- ・専門とする分野……………開院後の診療活動に関するもの
- ・診療理念……………「地域住民に信頼されるような診療の実践」などの表現をとるとよい
- ・前勤務先……………「〇〇病院の〇〇医局長を辞して」といった表現
- ・開院日……………日時のほか診療時間など、スペースがあれば記載すべき

② 配布対象

a の場合、特定の相手方（恩師、先輩、同僚、後輩など）となります。

b の場合には、記載内容に注意しつつ、以上の他診療圏内のあらゆる集団・企業（町内会・自治会・老人会・会社など）を対象とすべきです。

③ 配布上の注意事項

a の挨拶状の場合（b の重要拠点、企業を含む）には、院長夫人と手分けして（ポイントとなるような人を中心）院長自らが足を運び、手渡すようにすべきです。この効果は絶大です。地元医師会や社会福祉団体等へも院長自身が足を運ぶべきです。

(2) 院内の掲示

診療所に来院された患者は、いわゆる「特定された者」に該当しますので、そこでの掲示は原則として自由です。

むしろ、診療所施設内の「院内案内」を受付または待合室に掲示することが義務づけられており、その掲示義務だけは最低限果たす必要がありますが、それだけにとどまらず、患者が知りたいであろうと思われる当院の次のような診療システムを積極的に開示すべきです。

- ・予約に基づく診療
- ・往診の実施
- ・訪問看護の実施
- ・救急病院などとの連携
- ・他の病院などへの患者紹介の実施
- ・休日における診療

院長の「診療理念」もできれば掲示すべきで、院内の「お知らせコーナー」などに掲示板を設置することなども検討してみてください。